# 東京都特定給食施設等指導要綱

平成 15 年 5 月 31 日 15 健地健第 143 号 最終改正令和 5 年 7 月 1 日 5 福保保健第 351 号

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)及び同法施行細則(平成15年東京都規則第153号。以下「細則」という。)に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理等について適切な指導及び助言を行うために、必要な事項を定めるものとする。

## (対象施設の定義)

- 第2条 この要綱における対象施設は、次に掲げるものとする。
- (1)特定給食施設 法第20条第1項に規定される施設
- (2) その他の給食施設
  - 上記(1)に規定される施設以外で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設

#### (指導目標)

第3条 特定給食施設及びその他の給食施設において、利用者の健康の維持増進を図るため、施設の特性に応じた適切な栄養管理が実施されることを目標とする。

### (指導担当者)

第4条 法第19条の規定に基づき都知事が任命した栄養指導員とする。

### (届出)

- 第5条 特定給食施設の届出は、法第20条及び細則第3条の定めるものとする。
- 2 都保健所長は、その他の給食施設の設置者が、給食を開始したときは、1月以内に給食 開始届(別記様式第1号)の提出を求めることができる。
- 3 都保健所長は、前項の規定による届け出た者が、その内容を変更したときは、1月以内 に給食変更届(別記様式第2号)の提出を、休止又は廃止したときは、1月以内に給食廃 止(休止)届(別記様式第3号)の提出を求めるものとする。

(計画)

第6条 栄養指導員は、保健医療局保健政策部健康推進課が示す「東京都特定給食施設等指導計画」に基づき、年間指導計画を作成し、対象施設に対して必要な指導及び助言を行う ものとする。

# (管理栄養士の必置指定)

第7条 都保健所長は、細則第4条第1項の規定により管理栄養士の必置を指定した施設が、管理栄養士を配置していないときは、東京都特定給食施設関係不利益処分等取扱要綱 (以下「不利益処分等取扱要綱」という。)に基づき、当該施設の設置者に対して指導するものとする。

### (指導及び助言)

- 第8条 栄養指導員は、特定給食施設及びその他の給食施設に対して、法第18条第1項第2号に基づき、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 2 栄養指導員は、法第 18 条第 1 項第 2 号に基づく指導及び助言を行ったときは、指導票 (別記様式第 4 号)を当該施設の施設長に交付するものとする。
- 3 栄養指導員は、特定給食施設に対して、法第22条に基づき、必要な指導及び助言を行 うものとする。
- 4 細則第5条に基づく指導票の交付は、指導票(別記様式第5号)によるものとする。
- 5 都保健所長は、前項の規定に基づく指導票の交付を受けた設置者が、適切な栄養管理を 行わないときは、不利益処分等取扱要綱に基づき、当該施設の設置者に対して指導するも のとする。

#### (給食の報告)

- 第9条 細則第6条に基づく給食の報告は、栄養管理報告書(別記様式第6号から第8号まで)によるものとする。
- 2 都保健所長は、その他の給食施設の管理者に対し、前項の規定に準じ、報告を求めることができる。

### (事業実績の報告)

第 10 条 この要綱に基づく事業実績の報告は、栄養(健康増進)事業報告(別記様式第 9 号)によるものとする。

## (細目)

第 11 条 この要綱を実施するための必要な事項については、「東京都特定給食施設等指導 計画」及び「東京都特定給食施設等指導マニュアル」において定める。 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都特定給食施設等指導要綱別記様式1から様式3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。